

第 8 部

資 料

第1 数値目標のまとめ

1 障害福祉サービス

区分	単位	実績		見込み				
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
訪問系サービス	利用者数 (人)	157	179	200	234	259	282	
	利用延時間数 (時間/月)	5,519	6,477	7,080	7,786	8,632	9,270	
	居宅介護	利用者数 (人)	141	163	184	205	225	245
		利用延時間数 (時間/月)	2,894	3,442	3,880	4,370	4,860	5,350
	重度訪問介護	利用者数 (人)	16	16	16	16	17	17
		利用延時間数 (時間/月)	2,625	3,035	3,200	3,300	3,600	3,700
	同行援護	利用者数 (人)				12	14	15
		利用延時間数 (時間/月)				96	112	120
	行動援護	利用者数 (人)				1	3	5
		利用延時間数 (時間/月)				20	60	100
日中活動系サービス	生活介護	利用者数 (人)	143	391	500	742	747	755
		利用延日数 (日/月)	2,311	7,290	9,000	14,098	14,193	14,345
	自立訓練 (機能訓練)	利用者数 (人)	2	4	4	23	24	25
		利用延日数 (日/月)	45	65	65	460	480	500
	自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (人)	41	47	50	50	53	56
		利用延日数 (日/月)	436	563	600	600	636	672
	就労移行支援	利用者数 (人)	32	29	30	57	68	79
		利用延日数 (日/月)	549	464	510	969	1,156	1,343
	就労継続支援 (A型)	利用者数 (人)	19	24	50	58	84	111
		利用延日数 (日/月)	405	515	840	1,160	1,680	2,220
就労継続支援 (B型)	利用者数 (人)	367	460	500	547	564	580	
	利用延日数 (日/月)	6,841	8,545	9,300	10,174	10,490	10,788	
療養介護	利用者数 (人)	7	6	6	80	80	80	
短期入所	利用者数 (人)	42	50	55	60	65	70	
	利用延日数 (日/月)	254	201	240	240	260	280	
居住系サービス	グループホーム	利用者数 (人)	119	131	135	169	179	189
	ケアホーム	利用者数 (人)	28	35	65	82	89	97
	施設入所支援	利用者数 (人)	52	223	310	464	463	462

区分	単位	実績		見込み				
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
相談支援	計画相談支援	利用者数 (人/月)	2	3	5	100	250	400
	地域移行支援	利用者数 (人/月)				19	19	19
	地域定着支援	利用者数 (人/月)				25	25	25

2 地域生活支援事業

区分	単位	実績		見込み					
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
相談支援事業	障害者相談支援事業	事業所数 (か所)	7	7	7	7	7	7	
	障害児等療育支援事業	事業所数 (か所)	1	1	1	1	1	1	
	成年後見制度利用支援事業	申立て件数 (件)	2	2	3	3	4	4	
必須事業	手話通訳者派遣事業	利用者数 (人/月)	31	31	31	32	33	34	
	要約筆記者派遣事業	利用者数 (人/月)	1	4	5	6	8	10	
	日常生活用具	介護・訓練支援用具	利用者数 (件/月)	3	2	4	4	4	4
		自立生活支援用具	利用者数 (件/月)	5	6	5	5	5	5
		在宅療養等支援用具	利用者数 (件/月)	4	4	4	4	4	4
		情報・意思疎通支援用具	利用者数 (件/月)	6	8	8	8	8	8
		排泄管理支援用具	利用者数 (件/月)	635	619	650	650	650	650
		居室生活動作補助用具	利用者数 (件/月)	1	2	2	2	2	2
	移動支援事業	利用者数 (人)	23	29	35	35	40	45	
	地域活動支援センター	利用者数 (人)	442	391	381	383	385	388	
任意事業	訪問入浴サービス事業	利用者数 (人)	2	3	4	5	5	6	
	日中一時支援事業	利用者数 (人)	129	157	185	210	235	260	

第2 自立支援サービス利用者調査の概要

ここでは、平成23年6月に実施し、同年8月に公表した「自立支援サービス利用者調査報告書」の「まとめと考察」を収載します。

1 調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、障害者自立支援法による障害福祉サービス支給決定者および障害福祉サービス支給決定を受けていない地域生活支援事業受給者証所持者に、障害者自立支援法によるサービスのニーズや評価等をお聞きし、「第3期富山市障害福祉計画」策定の基礎資料とすることを目的に行いました。

(2) 調査方法等

- 抽出方法 全数
- 調査票の配布・回収 郵送配布・郵送回収
- 調査基準日 平成23年6月1日
- 調査期間 平成23年6月16日～6月30日

(3) 回収結果

- 配布数 1,653人
- 回収数 899人
- 有効回答数 877人
- 有効回答率 53.1%

(4) 調査・分析にあたって

- ① 回答の比率は、その設問の回答数を基数として算出しました。したがって、複数回答の設問については、すべての比率を合計すると100%を超えます。
- ② 回答率(%)は、小数点第2位以下を四捨五入しました。
- ③ 回答数は、その設問に対する無回答を除いています。

2 住居・生活場所

現在の住まいは、「持ち家」が最も高くなっていますが、精神障害者保健福祉手帳所有者の「グループホーム・ケアホーム・福祉ホーム」もかなり高い率です（図8-1）。

今後の生活場所については、「自宅（持ち家、借家、公営住宅等）」が最も高くなっていますが、療育手帳所有者、精神障害者保健福祉手帳所有者および手帳の複数所持者の「グループホーム・ケアホーム・福祉ホーム」が15%を超えています（図8-2）。

図8-1 現在の住まい

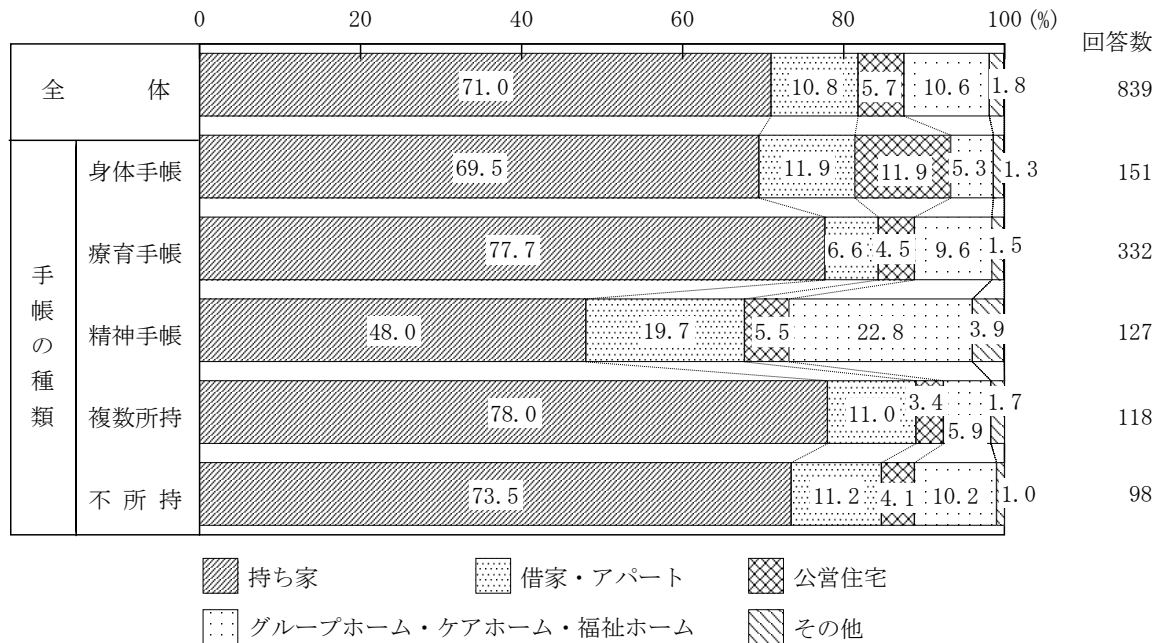


図8-2 これからの生活をどこで送りたいか

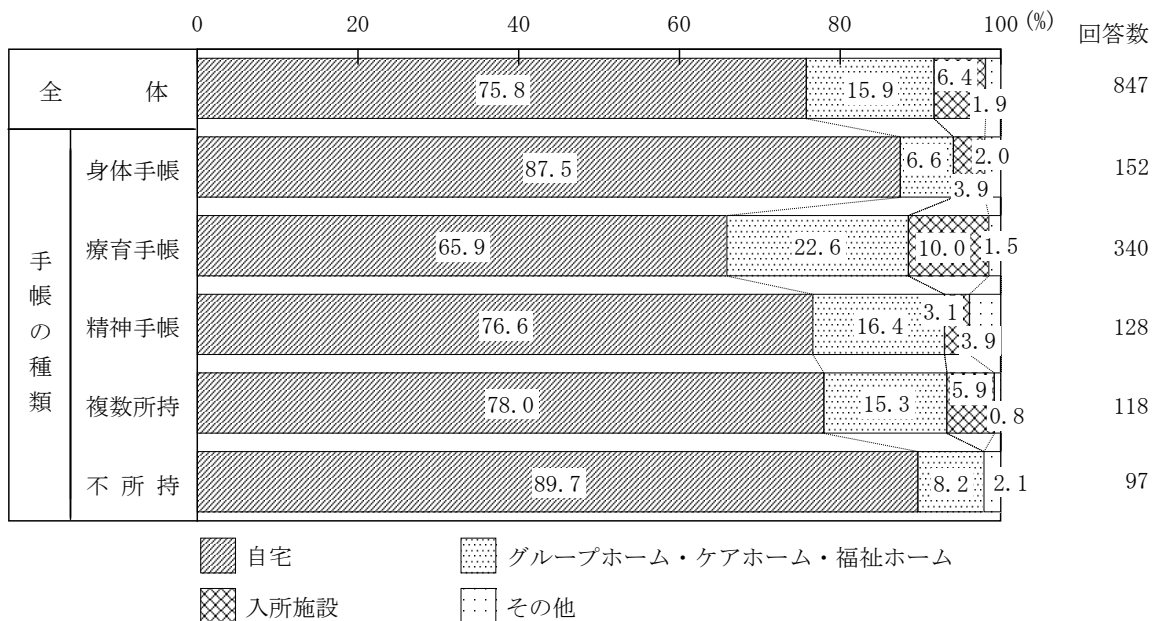
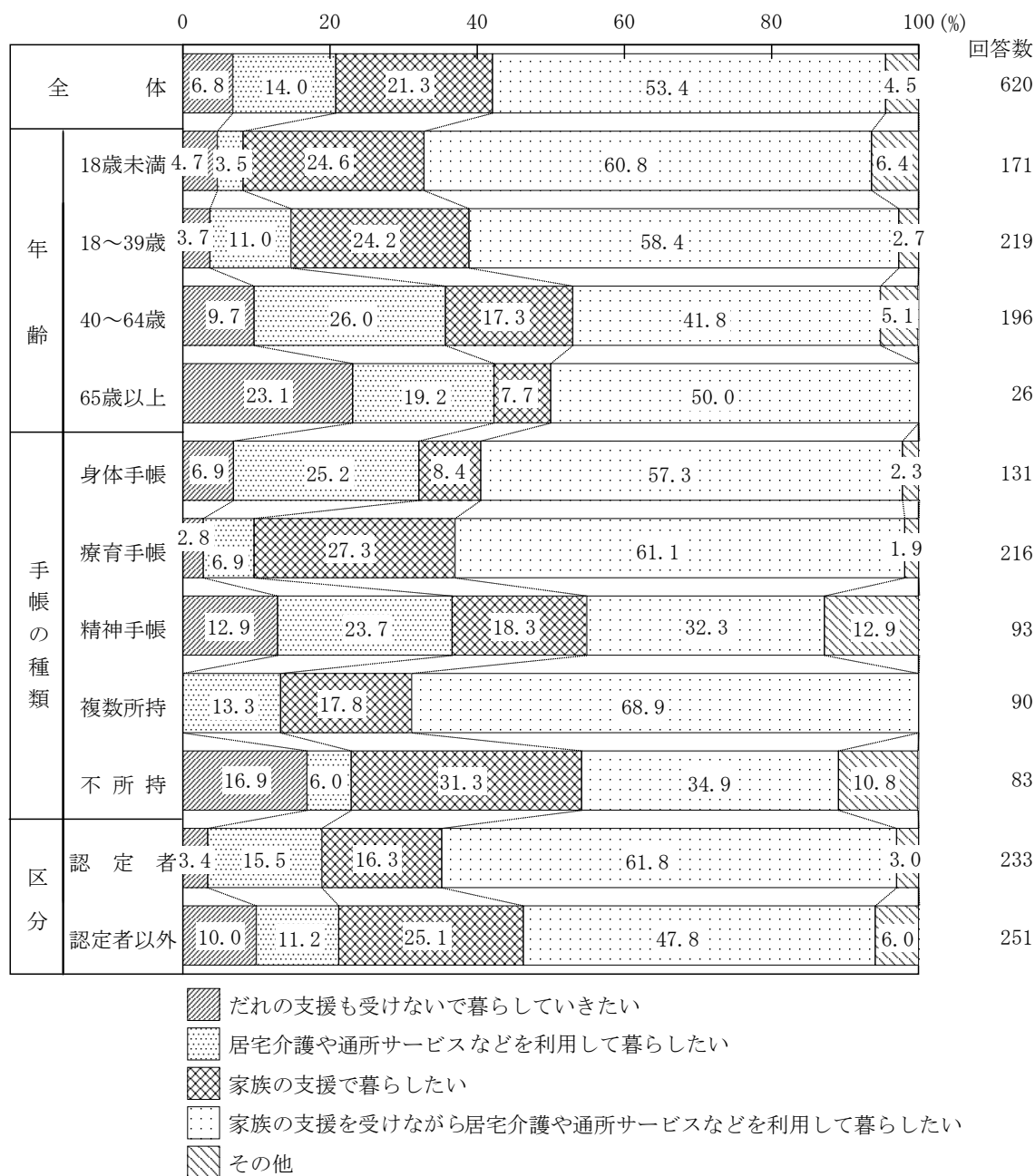


図8-3は、前問で「自宅」と答えた人に、これからの生活をどのように送りたいかたずねた結果です。「家族の支援を受けながら居宅介護や通所サービスなどを利用して暮らしたい」が53.4%を占め、「だれの支援も受けなくて暮らしていきたい」はわずか6.8%です。精神障害者保健福祉手帳所持者と障害者手帳を持っていない人は、「だれの支援も受けなくて暮らしていきたい」「その他」が他の手帳所持者より高く、「家族の支援を受けながら居宅介護や通所サービスなどを利用して暮らしたい」が低くなっています。

図8-3 これからの生活を自宅でどのように送りたいか

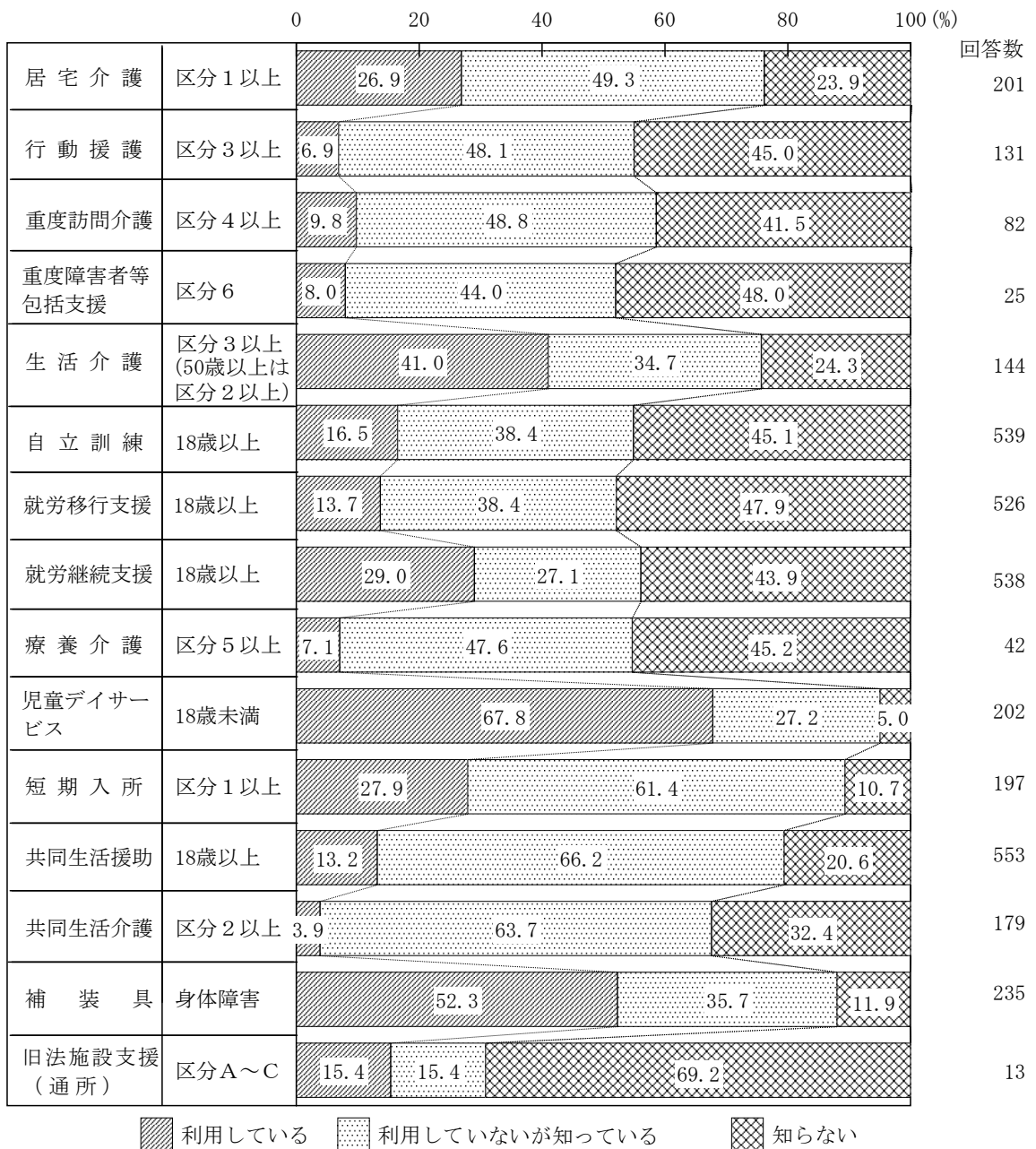


3 障害福祉サービス等

(1) 障害福祉サービス等の利用度・周知度

図8-4は、それぞれのサービスの受給要件を満たしている人のサービスの利用度・周知度をみたものです。障害福祉サービス等を「利用している」が高いのは、児童デイサービス（67.8%）、補装具（52.3%）、生活介護（41.0%）などです。重度障害者等包括支援をはじめ「知らない」が40%を超えているケースがかなりあります。

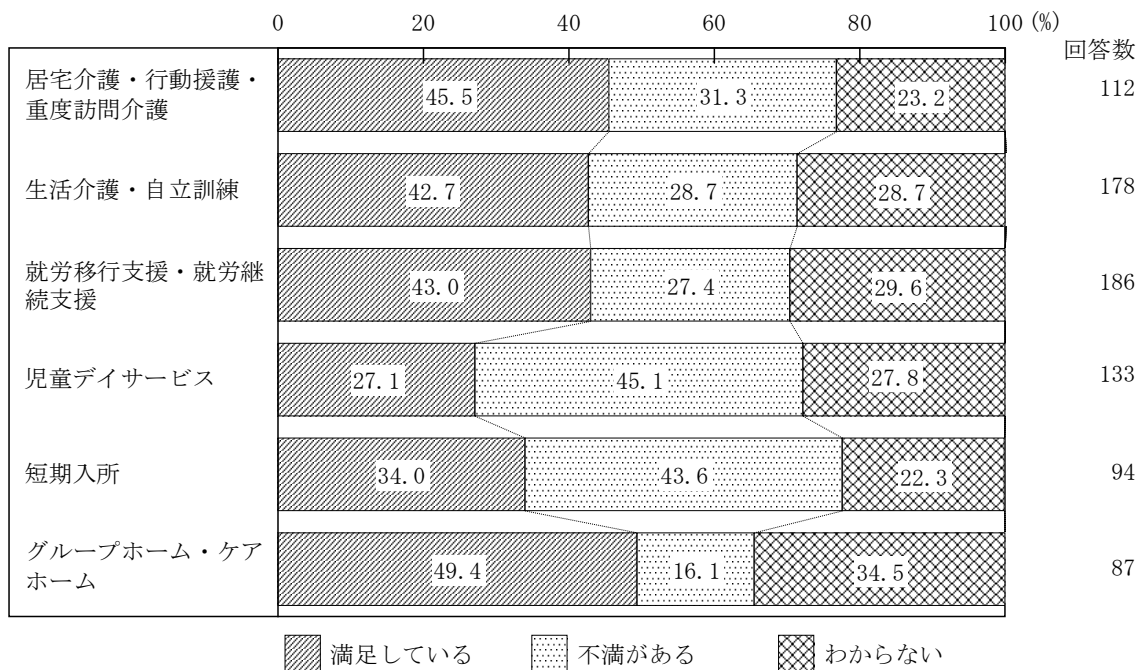
図8-4 障害福祉サービス等の利用度・周知度（サービス受給対象者）



(2) 障害福祉サービスの満足度

図8-5は、各サービスの利用者の満足度をみたものです。「満足している」が40%以上あるのは、居宅介護・行動援護・重度訪問介護、生活介護・自立訓練、就労移行支援・就労継続支援およびグループホーム・ケアホームであり、「不満がある」が40%以上あるのは、児童デイサービスおよび短期入所です。

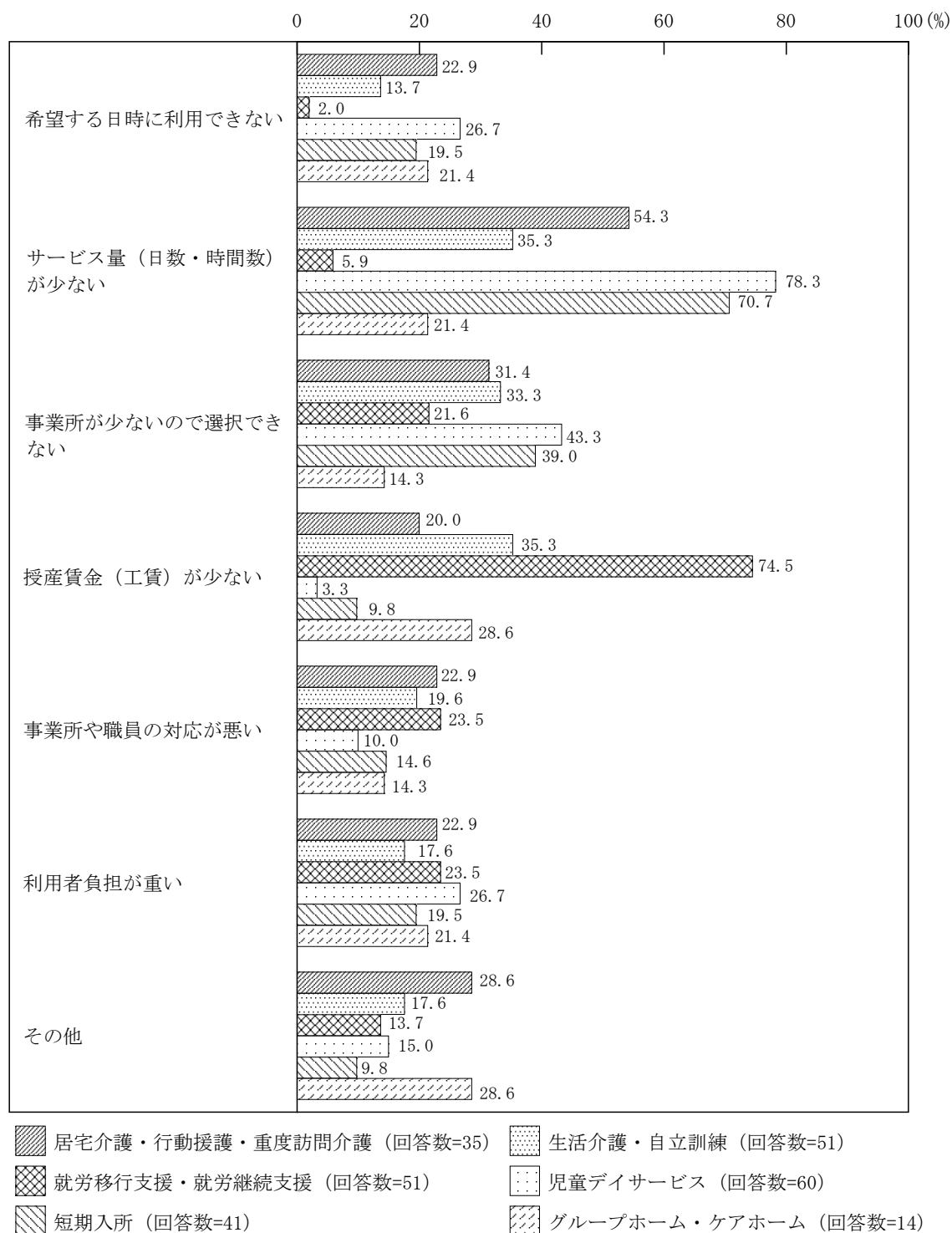
図8-5 障害福祉サービスの満足度（利用サービス別）



(3) 障害福祉サービスの不満の内容

図8-6は、各サービスの利用者で「不満がある」と答えた人の不満の内容をみたものです。居宅介護・行動援護・重度訪問介護の訪問系サービス、児童デイサービスおよび短期入所は「サービス量（日数・時間数）が少ない」、就労移行支援・就労継続支援は「授産賃金（工賃）が少ない」が非常に高くなっています。

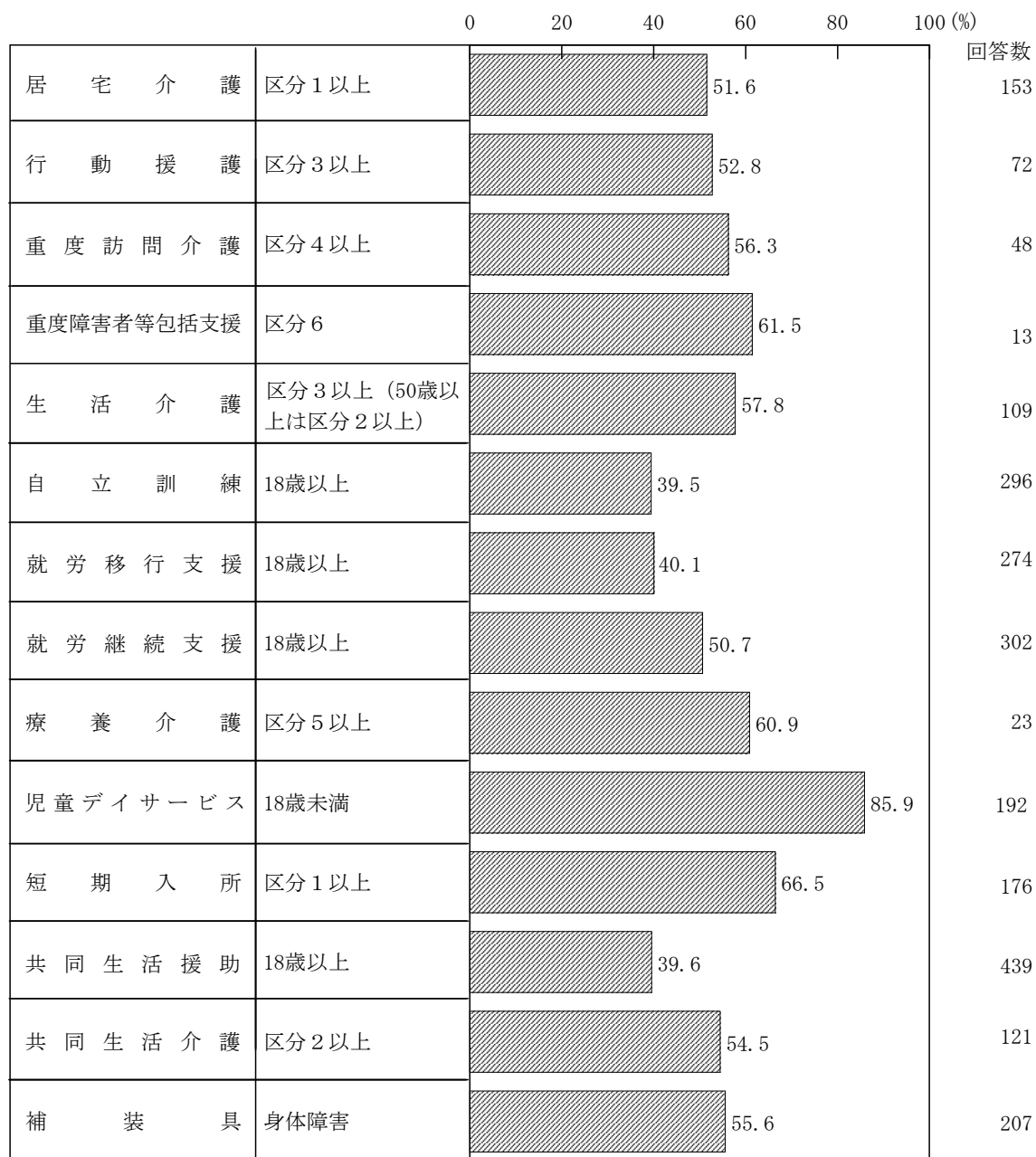
図8-6 障害福祉サービスに対する不満の内容（利用サービス別・複数回答）



(4) 充実すべき障害福祉サービス等の種類

図8-7は、それぞれのサービスの受給要件を満たしている人で、それぞれのサービスを「利用している」「利用していないが知っている」と答えた人が、地域で暮らしていく上で充実するといいい障害福祉サービスと答えた率です。多くのサービスで50%を超えています。

図8-7 充実すべき障害福祉サービス等の種類（サービスを知っている受給対象者・複数回答）

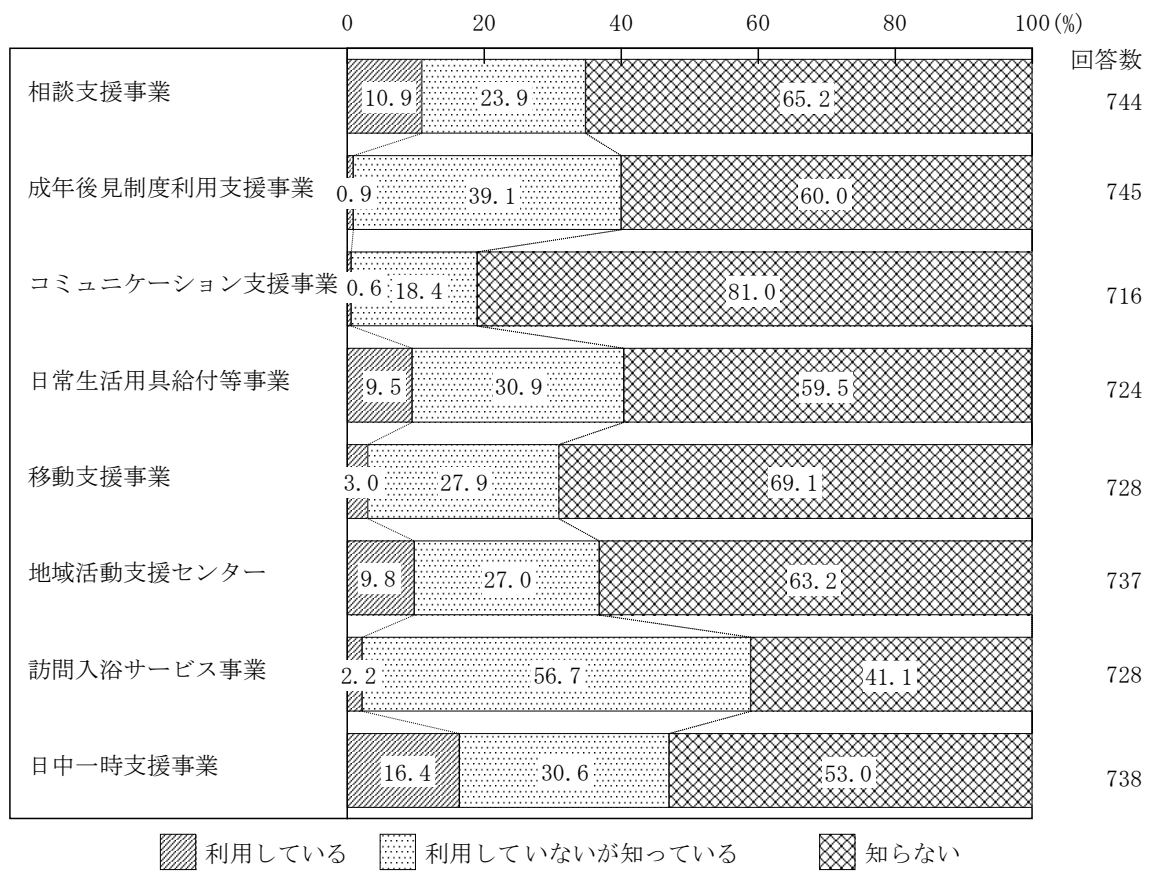


4 地域生活支援事業

(1) 地域生活支援事業の利用度・周知度

調査対象の8事業のうち、「利用している」が最も高いのは、日中一時支援事業（16.4%）です。「知らない」は、コミュニケーション支援事業（81.0%）、移動支援事業（69.1%）などが高い率を占めていますが、これらはサービス利用者が限定されているためと考えられます。しかし、サービスは知らないと利用できない可能性が高くなりますから、情報提供に努めていく必要があります。

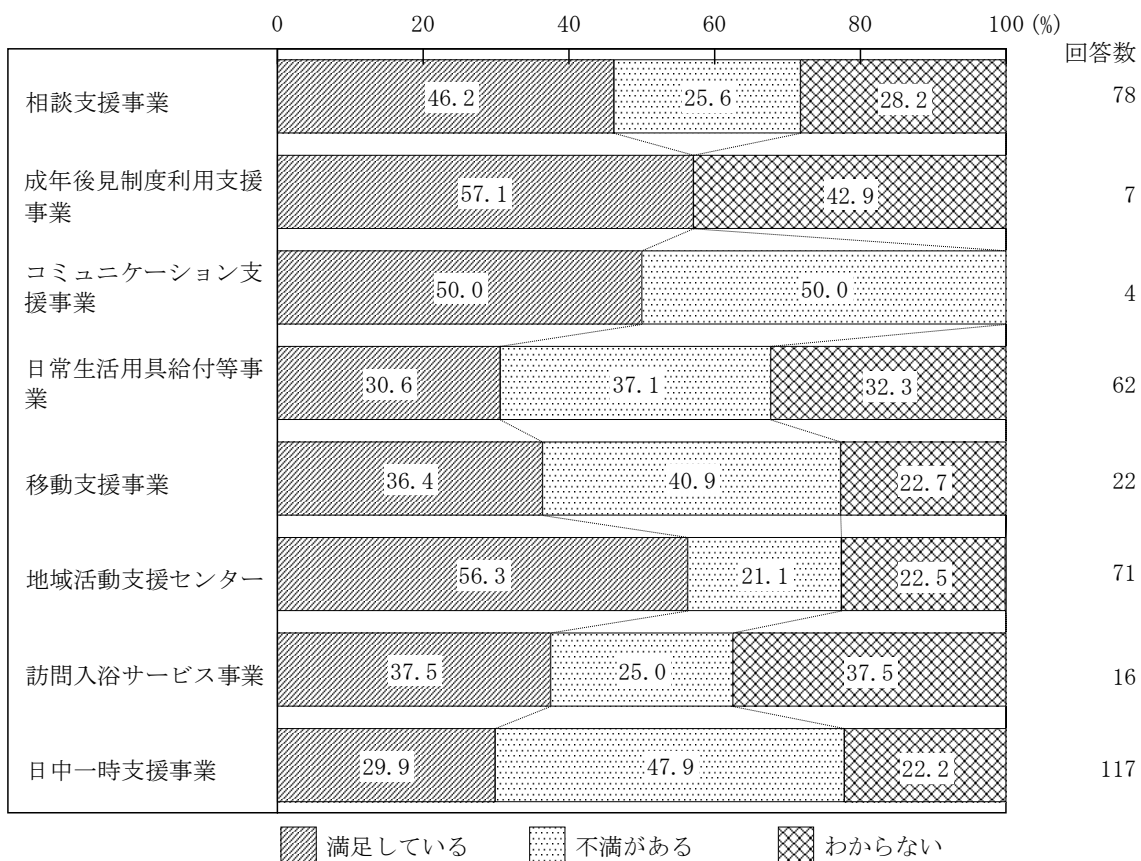
図8-8 地域生活支援事業の利用度・周知度



(2) 地域生活支援事業の満足度

図8-9は、それぞれの地域生活支援事業の利用者の満足度をみたものです。成年後見制度利用支援事業やコミュニケーション支援事業のように利用者が極端に少ないものを除けば、「満足している」が高いサービスとして地域活動支援センター、「不満がある」が高いサービスとして日中一時支援事業があげられます。

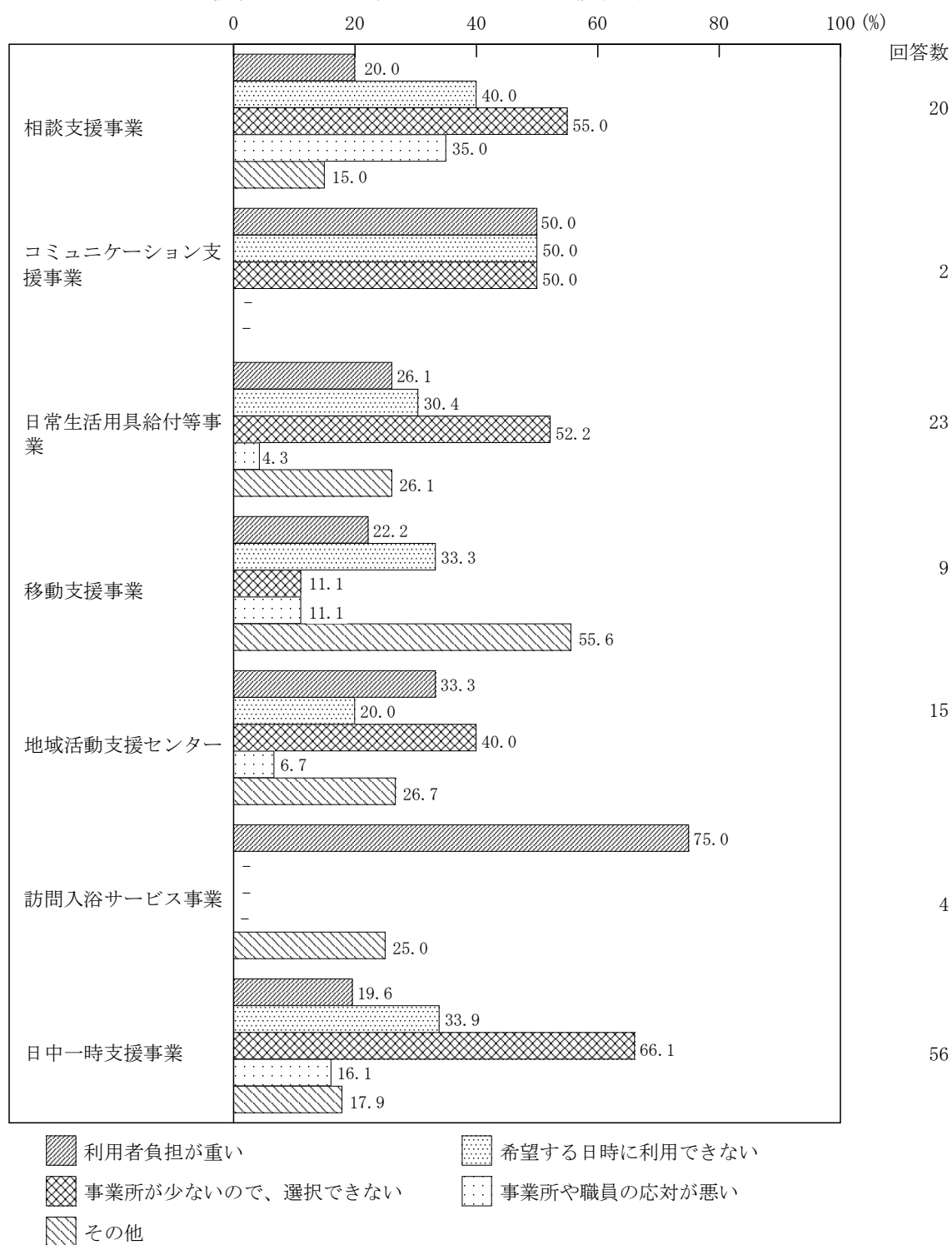
図8-9 地域生活支援事業の満足度（利用サービス別）



(3) 地域生活支援事業の不満の内容

図8-10は、それぞれの地域生活支援事業の利用者で、サービスに対して「不満がある」と答えた人の不満の内容です。相談支援事業、日常生活用具給付等事業および日中一時支援事業の「事業所が少ないので、選択できない」が高くなっています。

図8-10 地域生活支援事業の不満の内容（利用サービス別・複数回答）

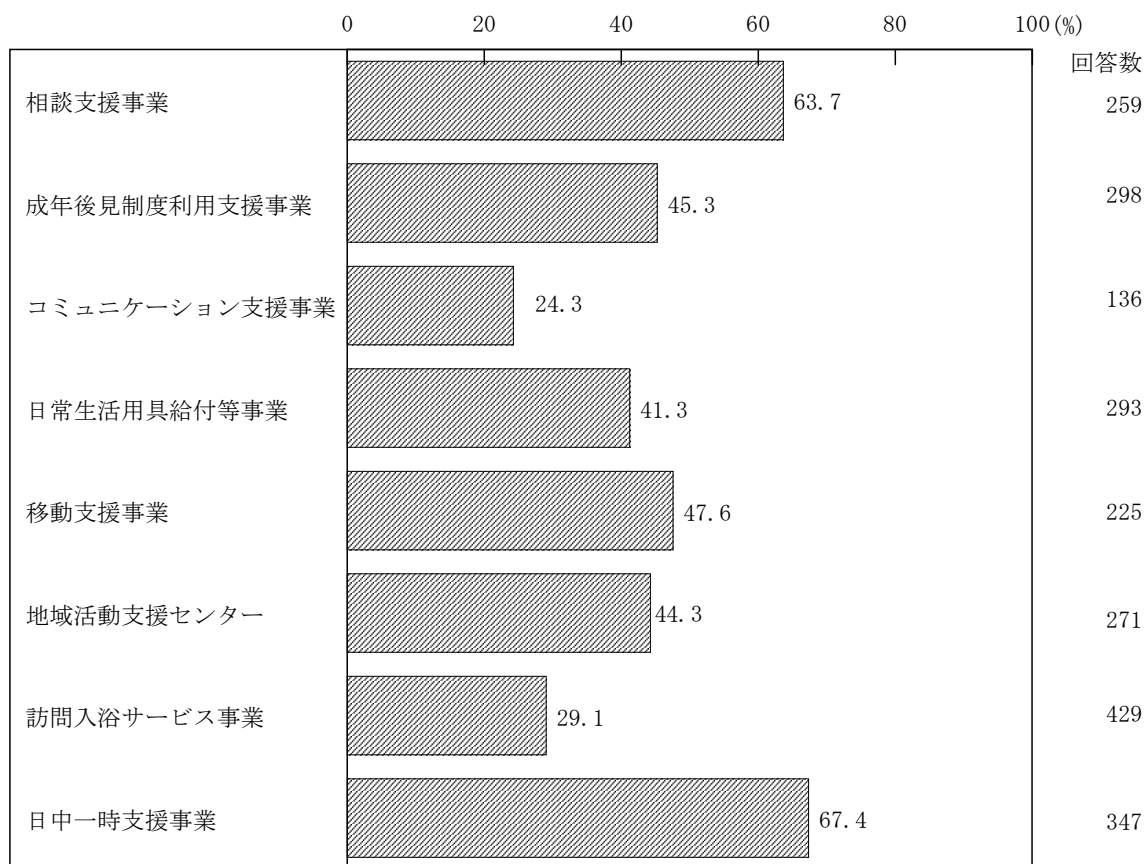


(注) 成年後見制度利用支援事業は、「不満がある」と答えた人がいない。

(4) 充実すべき地域生活支援事業の種類

図8-11は、地域生活支援事業について「利用している」「利用していないが知っている」と答えた人が、地域で暮らしていく上で充実するといいい地域生活支援事業と答えた率です。日中一時支援事業（67.4%）および相談支援事業（63.7%）が高い率を示しています。コミュニケーション支援事業（24.3%）および訪問入浴サービス事業（29.1%）は低率となっていますが、この2事業は利用者が限定されるためと考えられます。

図8-11 充実すべき地域生活支援事業の種類（サービスを知っている人・複数回答）

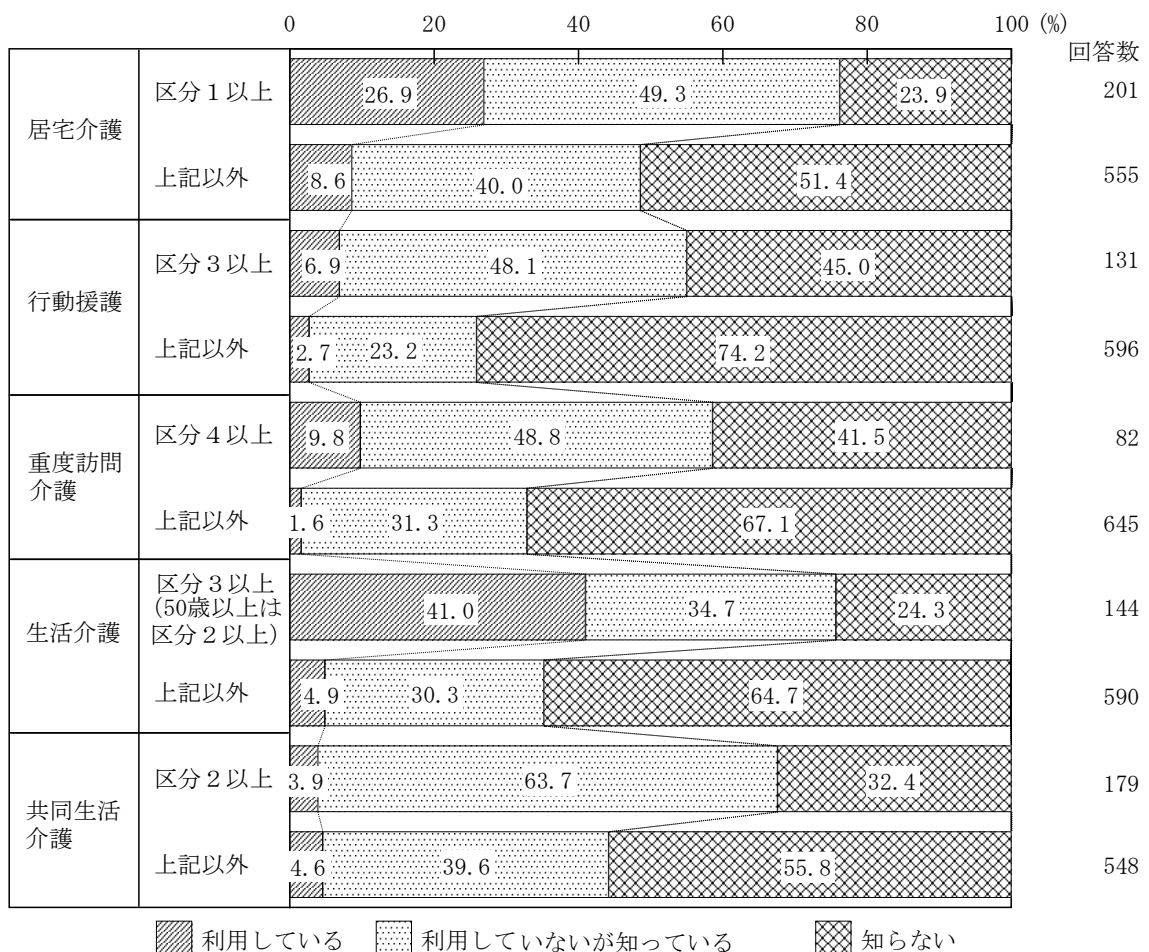


5 おわりに

(1) サービスの周知度

障害福祉サービスや地域生活支援事業については、利用者が限定されているものがあります。図8-12は、障害福祉サービスの介護給付のうち、利用者の障害程度区分が限定されている居宅介護、行動援護、重度訪問介護、生活介護および共同生活介護について、利用区分該当者とそうでない人の比較をしたものです。当然のことながら、「上記以外」で「利用している」と答えている人は、そのサービスが利用できないので、誤って記入されたと考えられます。「利用している」と「利用していないが知っている」の合計は、利用区分該当者がかなり上回っています。しかし、重度訪問介護の利用区分該当者の「知らない」が41.5%もあるなど、サービスが十分知られているとは言えません。平成15年度に支援費制度が施行され、平成18年度からは障害者自立支援法に変更されるというように、目まぐるしく変わる制度に当事者の多くがついていけない実態が垣間見えます。特に、サービス名に継続性がないことが周知度の低さにつながっていると考えられます。

図8-12 利用区分が限定されている介護給付の利用度・周知度



(2) サービスの満足度

障害福祉サービスのうち、児童デイサービスおよび短期入所については、利用者の「不満がある」が40%を超えています（86頁参照）。その不満の理由としては、児童デイサービス・短期入所とも「サービス量（日数・時間数）が少ない」を70%以上の利用者があげており、次いで「事業所が少ないので選択できない」を40%前後の利用者があげています（87頁参照）。この二つのサービスの提供日数等については、意見・要望欄に多くの記入がありました。

地域生活支援事業では、日中一時支援事業の利用者の「不満がある」が47.9%と高率となっています（90頁参照）。その不満の理由としては、「事業所が少ないので、選択できない」が66.1%もあります（91頁参照）。

第3期障害福祉計画は、上記のサービスの充実を図るのはもちろんのこと、上記以外のサービスについても、この調査結果を踏まえて策定する必要があります。

第3 富山市障害者自立支援協議会

1 富山市障害者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第1号に規定する事業（次条第1号において「相談支援事業」という。）をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議を行うため、富山市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること
- (4) 地域の社会資源の開発、改善に関すること
- (5) その他障害者の保健福祉向上のため必要となる事項

(組織)

第3条 協議会は20人以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉・保健事業等の関係者
- (3) 障害者施設の代表者
- (4) 障害者関係団体の代表者
- (5) 教育・雇用機関の代表者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人、副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。副会長は会長が指名する。

- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(相談支援ワーキング)

第7条 相談支援に関する課題を検討すること及び協議会を円滑に運営するため、相談支援ワーキングを設置することとする。

- 2 相談支援ワーキングは、行政及び委託相談支援事業者により組織する。
- 3 相談支援ワーキングは、協議会に参画する。

(専門支援ワーキング)

第8条 専門的分野（発達障害、就労等）の支援方策や福祉サービス以外の支援、サービス基盤の欠如等の問題への対応のあり方等を検討するため、随時、各専門支援ワーキングを設置することとし、専門支援ワーキングはその協議結果を相談支援ワーキング及び協議会に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉保健部障害福祉課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

2 富山市障害者自立支援協議会委員名簿

(17名)

委嘱区分	氏名	役職名
学識経験者	宮田 伸朗 (会長)	富山国際学園理事
	野村 忠雄	医師(身体) 富山県高志リハビリテーション病院長
	本田 万知子	医師(知的・精神) 富山県心の健康センター嘱託医
福祉・保健事業等の関係者	野尻 昭一 (副会長)	富山市社会福祉協議会会長
	菊川 祐介	富山市民生委員児童委員協議会会長
	高井 秀雄	富山市自治振興連絡協議会副会長
障害者施設の代表者	窪田 喜代嗣	高志療護ホーム施設長
	高木 英範	セーナー苑苑長
	金子 かつよ	社会福祉法人フレンドリー会 理事
	澤田 和秀	社会福祉法人秀愛会 理事長
障害者団体の代表者	堀 恵一	富山市身体障害者福祉協議会会長
	服部 隆則	富山市手をつなぐ育成会会長
	寺田 秀雄	富山市精神障害者家族会等連絡会委員
教育・雇用機関の代表者	阿部 美穂子	富山大学人間発達科学部准教授
	松井 浩透	サクラボックス(株) 経営管理部部長
	藤永 敦也	支援学校保護者
その他	岩本 由美子	東部・山室地域包括支援センター

第4 第3期富山市障害福祉計画策定経過

年 月 日	内 容
平成23年6月16日 ～平成23年6月30日	サービス利用者のニーズ把握のためのアンケート調査実施
平成23年10月25日	平成23年度第1回富山市障害者自立支援協議会 ○アンケート調査結果について
平成23年12月19日	平成23年度第2回富山市障害者自立支援協議会 ○第3期富山市障害福祉計画（案）について ・ 数値目標について ・ 第3期計画のサービス見込量と見込量の確保策について等
平成24年1月13日 ～平成24年1月31日	パブリックコメントの実施
平成24年2月20日	平成23年度第3回富山市障害者自立支援協議会 ○第3期富山市障害福祉計画（案）について ・ パブリックコメントの結果について ・ 計画の修正について